バーゼル銀行監督委員会「トレーディング勘定の抜本的見直し」に係る市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)から本年5月3日に公表された市中協議文書「トレーディング勘定の抜本的見直し」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

BCBSにおける本ルールの最終化に向けて、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

3.1 境界の見直し

Q1 トレーディング勘定と銀行勘定の分類について、いずれの案が、バーゼル委の目的を達成する と同時に、現行の分類において識別された弱点に最も適切に対処していると考えるか。

「トレーディングの証拠にもとづく分類」を支持する。

バンキング勘定の資産については調達サイドと一体で ALM 運営をしており、「会計上の価値評価にもとづく分類」の場合、会計上公正価値の対象となる金融商品(AFS 有価証券)をトレーディング勘定に計上すると、資産サイドのみがトレーディング勘定として資本賦課の対象となり、簿価管理される負債サイドも考慮したネット金利リスク量対比で、過大な資本賦課が課されることになる。また、銀行勘定で運用されている国債等の有価証券を公正価値評価し、トレーディング勘定としてマーケット・リスク規制の対象とすることにより、RWAが大きく増加し中長期国債等を安定的に保有できなくなる問題や、また、金利リスクに対するプロシクリカリティを増幅させる問題がある。

加えて、「会計上の価値評価手法にもとづく分類」は、明示的ではあるものの、健全性規制と発想が異なる会計制度に依存して銀行の資本が規制されるため、各国会計制度間の差異があるなかで銀行横断的な適用をすることで不公平な資本規制となる点や、将来の潜在的な会計制度変更が勘定間移動の新たな要因を生み出す点からも、不適切であると考える。

一方、「トレーディングの証拠にもとづく分類」は、銀行の業務運営やリスク管理と整合的である ため望ましいアプローチである。業務運営やリスク管理との整合性は銀行の健全性の評価におけ る重要な要素であり、整合的でない場合は、銀行が保有するリスクポートフォリオのコントロー ルの阻害要因となりえるなど、結果として健全な銀行業務を妨げる可能性が大きい。

また、本邦においては、法令上、両勘定が分離され、トレーディング勘定に計上可能な資産が規定されたうえで、勘定間振替も原則として禁止されている。トレーディング勘定については当局による厳格な監督が機能しており、境界線裁定の問題は生じていない。この点を踏まえると、銀行がどのようなビジネスモデルにもとづき、どのような商品をどのような規模でトレーディングとして扱うか、それに応じた方針・態勢を明確にすることが必要である。それが銀行の「トレーディングの証拠」になり、両勘定の明確で客観的な境界となる。一方、当局は上記に対する銀行の遵守状況を厳格に監督し、銀行による境界線裁定を排除することで、現行の枠組みの欠陥を克服することが可能となる。これら銀行、当局両者による取組が、規制アービトラージという現行の分類において識別された弱点に対する本質的な対処法となるはずである。

3.1.A トレーディングの証拠にもとづく分類

「トレーディングの証拠にもとづく分類」を支持するが、「証拠」を厳格なものとすべきではない。 売買の意図がありながらも、複雑なデリバティブに代表されるような流動性が低い商品やリス ク・ファクターも存在する。このようなものは、一律バンキング勘定に分類するのではなく、売 買の意図にもとづきトレーディングに分類したうえで、3.3 の市場流動性に応じたホライズン調整 で対応することで、適切なリスクの計量が可能。規制上バンキング勘定に分類することは、会計 上の勘定との乖離が大きくなり、混乱を招く。

また、トレーディングの証拠として、商品の予想最長保有期間の設定および実績との比較については不要と考える。トレーディングの意図をもって保有することと、実際に全ての商品を一定期間で入れ替えることは別の問題である。トレーディング勘定においても、市場リスク管理は個別商品ごとではなく、ポートフォリオとして行われているのが一般的であり、例えば、特に相対取引では、単純な金利スワップなど十分に市場流動性の高い取引であっても、ポートフォリオとして同種の商品または同種のリスク・カテゴリーの商品によるリスクヘッジを行いつつ、期日まで保有している。加えて、相場の見通しによって、十分に流動性のあるリスク・ファクターを長期間保有することもある。予想最長保有期間の設定は、このような銀行におけるトレーディング勘定の運営実態にそぐわない。

3.3. 市場流動性の勘案

Q2 内生的要素を含め、市場流動性リスクを捕捉するためにバーゼル委が提案したアプローチについて、業務上の制約となりそうなのはどのようなところか。また、それはどのようにすれば克服できるか。

3.3.2 (1) 流動性ホライズンの設定

外生的要素のみを勘案した流動性ホライズンは、各金融機関の個別の事情ではなく商品・市場の特性に応じて定まるものであり、多数の商品・リスク・ファクターに対して適切かつ客観的に流動性ホライズンを的確に推計し数値化するに際しては、商品・ポジション・占有率等複数の要素を考慮する必要があり、実務上、算出のためのデータ取得が困難であることや算出ロジックが複雑化することが考えられる。

例えば、顧客取引である店頭デリバティブ取引や新種商品においては、市場流動性を示す客観的なデータが乏しく、また市場規模の推計が容易ではないことに加え、そもそも商品の個別性に起因して流動性が低いことや、商品としての契約期間が長いものが存在する。

これらの顧客取引や顧客取引から発生するポジション(リスク・ファクター)に対して、此の度 提案されている一律長期のホライズンを適用し資本賦課を義務付けることは、市場の発達を阻害 し金融仲介機能の低下を招く恐れがある。

さらに、金融商品の手仕舞い期間について、「ストレス時における観測可能なマーケットデータ」 が取得できるかについては疑問である。

よって、流動性ホライズンのバケットの適用については、公平性・客観性の観点から、監督当局が設定するか、もしくは、明確、客観的かつ詳細な適用基準を予め監督当局が制定することが望ましいと考える。その際、顧客取引に対して過度に保守的な資本賦課がなされないよう配慮を期待する。或いは、特に複雑かつ流動性の低い商品にのみ対象を限定し、アドオンとして加算する枠組みも有効であると考える。

尚、市中協議の定義にもとづくなら、流動性ホライズンまでの間に全くポジションをクローズできないことは想定されず、リスク量の計測は市場価格に影響を与えない範囲でポジションをクローズできる前提で考えるべきである。

3.3.2 (2) 流動性プレミアムのジャンプ

流動性プレミアムのジャンプの可能性に対して、追加で資本賦課することは支持しない。 流動性プレミアムのジャンプに対する追加の資本賦課において、実務上の制約として、対象となるリスク・ファクターに係る実際のボラティリティの入手が困難な場合が考えられるためである。

3.3.2 (3) 内生的市場流動性リスクの勘案

各金融機関のポートフォリオ固有の特徴を勘案し、内生的市場流動性リスクに係る追加的な資本 賦課要否を金融機関ごとに判断する規制の枠組みは、客観性・公平性の観点で疑問であり、内生 的市場流動性リスクに対して、追加で資本賦課することは支持しない。

内生的流動性リスクの勘案(集中リスク等)においては、規制目的だけのための評価額算定やそれにもとづくリスク評価は、広範なシステム影響があり、実現は困難。

仮に規制として導入する場合には、流動性ホライズンに勘案する案を採用し、ホライズンのフロアを、商品・リスク・ファクターの流動性を勘案したものと、さらに内生的流動性リスクを勘案したものの2種類用意することで対処する等が考えられるが、追加的な資本賦課が必要となる定量的な基準や賦課水準を監督当局が設定する必要があると考える。

3.5 標準的方式と内部モデル方式の関係

Q3 標準的方式と内部モデル方式の間の整合性を高めるために提案された枠組みについてどのような見解か。

内部モデル方式のリスク量のフロア・サーチャージとして使用することは支持しない。

この度、内部モデルについて多様な制約を課して算定方法や検証方法が見直されているにも拘らず、内部モデルに対して、標準的方式によるフロアやサーチャージを設定することは、理論的根拠が乏しく、内部モデル方式を採用するインセンティブを阻害することとなるためである。 仮に標準的手法によるフロアやサーチャージを設定する場合は、内部モデルに移行するインセンティブが十分に享受できるものにすべきである。

また、内部モデル方式採用行に対する標準的方式計算の義務付けについては、支持しない。 この度提案されている標準的方式の実装に係るコストは小さくなく、標準的方式の算出を並行的 に計算する実務上の負荷は大きいためである。

4.1 内部モデルにもとづくリスク測定に対する全般的アプローチ

4.2 内部モデルの取扱いに適格な商品の範囲の定義(ステップ1と2)

Q4 よりきめ細かいモデル承認プロセスを実現するためにバーゼル委が提案した、デスクレベル・アプローチについて、当該アプローチの銀行勘定のリスク・ポジションへの適用を含め、どのような見解を持っているか。同様の目的を達成できる代替的な分類はあるか。

内部モデル適用可否を判定する区分をデスクレベルに細分化することは次の弊害があると考える。 現行規制よりさらに、内部モデル適用可否の区分が細分化されることにより、内部モデル高度化 のインセンティブが削がれることが懸念される。

デスクレベル・アプローチを採用するのであれば、トレーディング勘定全体レベルでの内部モデル方式の適格性判定は不要である。逆に、トレーディング勘定全体レベルでの適格性を重視するのであれば、デスクレベル・アプローチは適さない。

また、「デスクレベル・アプローチ」により、デスクレベルでリスク管理モデルを使い分けることについては、銀行の運用実態を十分に考慮していただきたい。

「デスクレベル・アプローチ」のデスクの定義において、内部モデル適用可否の組織区分が細分 化されることにより、内部モデルの検証結果が「不適」となるデスクが多くなる可能性がある他、 トレーダーの異動によるパフォーマンスの変化や組織改変に伴い、モデル適用可否が頻繁に変動 するおそれが考えられる。

デスク間で相殺しあうようなポジションを保有している場合や、そのようなデスク間で内部モデルの適用可否が分かれた場合には、全体として過度にリスクが計量されることとなる。

また、内部モデル方式による計測に対するメリットが小さいデスクや計測負荷が大きいリスク・カテゴリーを含め、全てのデスクやリスク・カテゴリー、商品等について内部モデル方式による計測態勢を整えることは極めて負担が大きい。

よって、銀行の裁量により、ポジションの保有状況に応じて、必ずしも組織の構造とは一致しないかたちでのデスクレベルを設定できることや、申請時点において、一部のデスクやリスク・カテゴリー、商品等について、標準的方式を選択することを可能とすべきである。

少なくとも、規制上のデスクの定義によって、銀行の適時適切な組織改編が制約されるようなルールは避けるべきである。

4.3 内部モデル化可能および内部モデル化不可のリスク・ファクターの特定 (ステップ3) Q5 枠組みを重大な金融ストレス期間にもとづき調整するというバーゼル委の目的を達成するう えで、「直接法」と「間接法」について、どのようなメリットがあると考えるか。

「直接法」は、非線形リスク等の複雑なリスク感応度を持つ商品に対して、より精度の高いリスク計測が可能とのメリットがある。ただし、ストレス期の ES を推定するために必要な標本数(マーケットデータ)の確保は難しい。

「間接法」は、過去データが存在しない場合や計算負荷軽減の観点からメリットがあり、複雑な リスク感応度を持つ商品がない場合においては、十分な精度が得られると考えられる。

ストレス期間を特定する際には、金融機関が保有するリスクプロファイル等に応じて、間接法や、 計算負荷の小さい算出方法の採用も認められることが望ましいと考える。

Q6 分散効果の勘案を制限するというバーゼル委の目的を達成するうえでの、デスクごと、およびリスク・ファクターごとに合算する仕組みについて、どのようなメリットがあると考えるか。

デスクごとの合算については、単一デスクで、複数のブロード・リスク・カテゴリーに属するリスク・ファクターのリスクを保有する場合、そのデスクのリスク特性に鑑み、単一のブロード・リスク・カテゴリーにリスクを割り振ることとなるが、分散効果およびリスクホライズンの正確性が著しく低下する可能性があり、望ましくない。

一方、リスク・ファクターごとの合算については、デスクの切り分けといった恣意性がなく組織の変化に柔軟であることや、複合的なリスク感応度を持つ商品に対して適切な評価が可能であるといったメリットが有ると考える。

Q7 監督当局が、マーケット・リスクと信用リスクの統合的モデル化に対して強固な監督を確保 するためには、どうすればよいか。特に、統合的モデル化手法は、提案されている枠組みのその 他の要素(ES の信頼水準の選択、損益要因分析、バックテストプロセスなど)にどのような影響 を与えるか。

マーケット・リスクと信用リスクの統合的モデル化は困難であると考える。

マーケット・リスクと信用リスクの統合的モデル化をした場合、信用イベントは発生頻度が低く、 またリスクの期間が長期であるため、バックテストや損益要因分析において十分なサンプル数が 得られず、信用リスクに関するリスク・ファクターの妥当性が立証できない懸念がある。

また、デフォルト・格付遷移は離散的価格変化をもたらし、かつ個別性が高い事から、市場性リスク・ファクターとの相殺効果を勘案してリスク計測を行う事は困難であり、市場リスク管理が

機能しなくなる事も懸念される。

4.6 承認されたモデルの継続的モニタリング

Q8 VaR から ES へ移行するに当たって生じ得る業務上の制約 (強固なバックテストを実現する うえでの課題を含む) は何か、また、そのような制約を解決する最善の方法は何か。

ESへの移行

期待ショートフォール (ES) は、テイルリスクを捕捉できること、リスク指標として概念的に望まれる特性を持ち、学術的にも一定の評価を得ている等、VaR よりも優れている点があることは認識しており、また、規制上、テイルリスクを捕捉する必要性は理解できる。

しかし、VaR に比べて ES は、精緻に計測し検証を継続するには実務上の負担が大きく、ES に変更する場合の金融機関の負担は極めて大きいこと、マーケット・リスクのみに ES を導入した場合に他のカテゴリーのリスク (VaR) と合算したリスク総量が意味するものが不明確となることなどから、ES を導入することの意義・効果については、メリットおよびデメリットの双方を踏まえた十分な検討が必要である。

一方、VaR は、金融機関の内部管理におけるキャピタル配賦やリスク管理における基本的な枠組みとして定着していることや、自己資本比率規制上や銀行内部におけるリスク管理において信用リスクやオペレーショナルリスクのリスク指標としては引き続き VaR が適用されている。

自己資本比率規制と銀行の内部管理におけるリスク管理との整合性を維持しつつ、テイルリスクを捕捉する目的であれば、流動性の低い商品への流動性ホライゾン設定や VaR の信頼水準を引き上げる等、現行の VaR をベースとした枠組みを継続することで十分に対応可能であると考える。一方で、現行マーケット・リスク相当額の理論的背景を整理し、また VaR の限界を克服するための ES 導入の意図は理解する。ただし、ES を規制上において導入する場合においては、市場流動性ホライズンの導入、ストレス時のデータを用いた水準設定、監督当局が定める相関パラメータ等の取扱いと併せることにより、必要以上に過大な資本賦課が金融機関に課される可能性があることについては、十分な検討が必要であると考える。

また、上述のとおり、ES は、金融機関の日々のリスク管理の枠組みにおけるリスク指標としては利用しにくいことから、例えば内部管理においては同じモデルで算出した VaR を使用していれば良しとするなど、内部モデル方式における「ユーステスト」の運用は大幅に緩和する、もしくは対象としないこととすべきである。さらに、ES モデルおよび検証方法の策定、システム開発には相応のコスト、時間がかかるため、導入に際しては十分な移行期間を設定すべきである。

ES の計測手法

ESの計測手法については、フル・リプライシングが想定されているが、リスク特性が単純であり一次感応度・二次感応度等から簡便的な方法で損益額を十分近似できる商品については、フル・リプライシングを行う効果は小さいと考えられるため、フル・リプライシングに依らない方法を容認すべきである。

また、現行規制におけるマルチプリケーションファクター (3倍) については、その根拠が不明確であり、内部モデルによるテイルリスクや市場流動性リスク等の捕捉を強化する此の度の規制見直し案の趣旨を踏まえると、継続的に適用する意義や合理性に乏しいことから、廃止すべきである。

ヘッジおよび分散効果の取扱い

ブロード・リスク・カテゴリーごとに算出された所要自己資本について、監督当局設定の相関を 用いて合算した額によるフロアは不要であると考える。

ストレス期にヘッジが有効に働かない事象は、金利・為替といったリスク・カテゴリー間ではなく、ベーシス・リスクの拡大のように同一リスク・カテゴリー内で発生している。

また、リスク・カテゴリー内の分散効果の勘案については裁量を認めているのに対し、ヘッジおよびリスククラス間の分散効果を厳しく制限することは、内部モデル方式を採用し高度化するインセンティブを削ぐ恐れがあると思われる。

損益要因分析

損益要因分析の指標の分母における「実損益の標準偏差」については、サンプル期間が短く、その間、市場変動が穏やかで実損益が小さいものが続いたケースでは値が小さくなり、指標としての有意性に乏しいため、サンプル期間はある程度長い期間とすべきと考える。

また、指標の報告頻度については、サンプル期間等を勘案すれば、必ずしも月次での報告が必要 であるとは考えづらく、報告頻度の条件を緩和頂きたい。

実損益には、約定・終了時の発生損益や、日中に発生・クローズした取引に係る実現損益等、モデルの精度を測るうえで除去されるべき様々な要素がデスクごとに存在するが、その除去対応が困難な為、現在、理論損益がバックテストに採用されている背景がある。その様な精度の低い実損益を分析指標の決定要素に用いる事により誤った判断を行うリスクがある。

バックテスト

ESのバックテストにおいては、ESは損益分布のテイル部分も計測結果に含まれ、かつストレス期のデータを用いたキャリブレーションが求められていることから、損益分布の妥当性の検証が困難であり、超過回数および超過度合いを勘案して理論的に乗数を決定するのは困難であると考えられる。また、信頼水準を超過した損失とES推定値との差を検証する場合、サンプルが十分に確保できずバックテストが十分に機能するかどうか疑問である。バックテストの手法ならびに許容水準の決定方法について検討の進展を期待する。

内部モデル不適格と判定された場合の対応

内部モデルが不適格とされた場合の標準的方式への移行については、仮に標準的方式計算が義務化された場合でも、金融機関におけるシステム対応に要する期間やコストを勘案し、十分な対応期間を認めて頂きたい。

5 標準的方式の見直し

Q9 2 つの方式のうち、いずれが改訂版の標準的方式にかかるバーゼル委の目的に合致しているか。

完全なリスク・ファクター方式が、ヘッジや分散効果がより適切に反映されリスク感応度が高い方式である一方、部分リスク・ファクター方式は、「簡便性」のメリットはあるものの、ポジションの相殺を十分に反映できず、過度に保守的なリスク量として算出され、リスク感応度が低下することは、規制の枠組みとして懸念される。

より具体的な内容が提案され、算出される結果を踏まえ、部分リスク・ファクター方式の簡便性のメリットと完全なリスク・ファクター方式の精緻性のメリットの双方を把握した上できなければ判断できないが、どちらの方式も標準的方式として認められ、銀行がいずれかを選択できることが望ましい。

Q10 これらの方式に対して修正の提案があるか。

金融機関においては、期間別感応度(グリッド・ポイント・センシティビティ)にもとづく市場 リスク管理が普及していると思われ、部分リスク・ファクター法の一般金利リスクについては、 現行の規制で認められている「デュレーション法」(感応度を利用した計測方法)も容認して頂き たい。

また、本市中協議文書で示された標準的方式の見直し案は、現行方式がより精緻化されるため、リスク管理の高度化には資すると考えられるが、現行に比べ格段に煩雑化している為、算出負荷が大きい。小規模銀行や比較的単純な金融商品のみを取扱う銀行においては、体制整備や算出への負担増大に比して精緻化の効果が限定的であると考えられ、簡易的な算出手法を提供する制度上の趣旨を踏まえ、現行の標準的方式のような簡便な方式も認めて頂きたい。

その他

バンキング勘定の金利リスクへの資本賦課

バンキング勘定の金利リスクは引き続き Pillar2の扱いとすべき。バンキング勘定の資産については調達サイドと一体で ALM 運営しており、金利リスクの把握においても両者は不可分。一方、粘着性等預金の性質やコア預金等に係る考え方は国・地域によって大きく異なり、その金利リスクのプロファイルを Pillar1の中で一律の基準で定量化することは困難。したがって、国・地域による違いを適切に反映するためにも、Pillar2において監督当局との充分なコミュニケーションのもとでモニタリングされるべき。

以上